

応援出向に関する覚書

この覚書は、株式会社（以下「甲」という）の社員を、株式会社（以下「乙」という）の依頼により、乙へ応援のため出向させるにあたり、その出向者にかかる費用の負担等の取り扱いについて、甲乙において、下記のとおりこれを確認する。

記

第1条（出向者および出向期間）

甲から乙に社員を出向させる際には、その出向者の氏名および出向の始期とその期間、並びに必要なとする時間等を甲乙双方において確認する。

第2条（出向者の労働条件）

- 1．出向者の労働条件は、乙の就業規則の定めるところによる。
- 2．前項の定めに関わらず、甲における出向者との労働条件は、甲がこれを保証し、賃金については甲が当該出向者に支払うものとする。
- 3．賞与等の臨時に支払われる給与についても前項のとおりとする。
- 4．退職金については、甲において勤続年数を通算するものとする。

第3条（社会保険・労働保険の取り扱い）

出向者の社会保険・労働保険は、甲において加入するものとする。

第4条（負担金の精算）

- 1．出向者への給与の計算および支払いは、これを甲において行うものとし、乙への応援時間に対応する賃金を、甲から乙へ請求する。
- 2．前項の乙が負担すべき1時間あたりの金額は、当該応援出向者ごとに、その賃金を勘案し、別に定める。

第5条（発効）

この覚書は、平成 年 月 日以降に応援出向する者について適用する。

以上

平成 年 月 日

甲

乙